

諮問番号：諮問第164号

答申番号：答申第164号

答申書

第1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第8条第2項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の更新決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 現在の精神障害の状態は仕事が出来ず、日常生活にも著しい制限を受けており、平成29年4月25日初回交付より、ひどくなっているため2級以上の認定がされるべきである。
- (2) 身体障害者手帳5級との併合を認定されるべきである。
- (3) うつ病で現在においても生活2級の判定がされるべきである。なぜなら、厚生労働省通達「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」によると2級の判定基準は、「精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」となっているからである。
- (4) 審査請求人は、現在も仕事ができない状態であるにもかかわらず、障害基礎年金（精神障害2級から）も受給できず精神的に大変困窮した生活をしている。日常生活にも著しい制限を受けており、3級ではなく2級に該当するのは明らかである。
- (5) 厚生労働省「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」によると3級は、「精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」で

あり、審査請求人は、「精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当するのは明らかである。

(6) 審査請求人は身体障害者障害等級5級第2種の機能障害と精神障害の併合の障害者であるので、2級が認められるべきである。

(7) 「膝の痛みで杖歩行でもあり」機能障害においては軽度ではない。また、判定基準によれば、2級は、「気分、意欲、行動及び思考障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」となっている。3級は、「その症状は著しくないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」。

審査請求人に対する判定は、軽度の障害で総合的にも軽度であると診断されているが、審査請求人は、身体障害（頸椎、腰痛椎間板ヘルニアによる体幹機能の著しい障害）で身体障害者手帳5級2種の機能障害を併合しており、機能障害において、軽度ではない。

(8) 能力障害（活動制限）の状態について、全てにおいて「援助があればできる」となっており、日常生活能力の総合的判定である⑥欄の「3 日常生活能力精神障害日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする」とされており、軽度ではない。2級が認められるべきである。

(9) 審査請求人は「身体障害5級」もあり、精神障害の機能障害においても軽く評価されており、2級の判定が認定されるべきである。

2級「精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当するのは明らかである。

(10) 以上のことから、2級に該当すると考えるべきであるから、処分庁の本件処分（3級）は、妥当であるという主張は成り立たない。

2 審査庁の主張の要旨

審査請求人の障害等級を判定するに当たり、総合的に判断すると3級に該当すると認められ、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

また、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求めたところ、同様の判断を得ている。

第3 審理員意見書の要旨

処分庁が審査請求人の障害等級を3級と判定したことに対し、審査請求人は、現在の精神障害の状態からして自らの障害等級は2級であるべきであり、身体障害があるため機能障害は軽度ではなく、身体障害と精神障害を併合して障害等級を認定すべきである旨を主張している。

しかしながら、本県では、手帳の障害等級の判定については、「福岡県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（以下「判定基準」という。）及び「福岡県精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項」（以下「留意事項」という。）を行政手続法（平成5年法律第88号）上の審査基準として行うこととしているところであり、処分庁の説明する本件処分に係る障害等級の判定については、審査基準に照らして不合理な点は認められない。

なお、留意事項における「3 日常生活能力の程度」欄の(1)～(5)のそれぞれにより考えられる能力障害（活動制限）の程度によると、審査請求人の日常生活能力の程度は、「おおむね1級程度」に該当している。しかしながら、審査請求人の診断書（以下「本件診断書」という。）「⑥ 生活能力の状態」欄の「2 日常生活能力の判定」をみると、(1)～(8)の項目のうち、判定基準の表の「能力障害（活動制限）の状態」欄の1級に該当するものが全くなく、同表1級の項同欄の「上記1～8のうちいくつかに該当するもの」という要件を満たさないことから、審査請求人の能力障害（活動制限）の状態を1級とすることはできないものと解される。

そして、留意事項において、「障害の程度の総合判定に、(1)～(8)のどの項目にどの程度のレベルがいくつ示されていれば何級であるという基準は示しがたいが、疾患の特性等を考慮して、総合的に判断する必要がある。」とされていることに照らせば（3の(5)）、審査請求人が「障害福祉等のサービスを利用することなく単身で生活できている、また入院も要さない状況で経過している」こと等を踏まえて処分庁が審査請求人の障害の程度を3級と判断したことを、不合理ということとはできない。

したがって、処分庁が審査請求人の障害等級を3級と判定したことについては、違法又は不当ということとはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年5月30日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和4年9月21日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

処分庁は、判定基準及び留意事項を行政手続法上の審査基準として設定しており、判定基準においては、障害等級の判定は、精神疾患の存在の確認、精神疾患（機能障害）の状態の確認、能力障害（活動制限）の状態の確認、精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととされている。

そして、障害の程度の個別具体的な判定は、医師が作成した診断書をもとに処分庁が行うものであるが、その障害の程度に関する判定・判断は、専門的・医学的判断を前提とした処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと解すべきである。

本件処分は、法令、判定基準等に沿って適正に行われており、その判断過程に特段の誤りは認められず、処分庁の判断は合理的な裁量の範囲内であるといえる。

また、審査庁は、本件審査請求について、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求め、「原処分支持」との回答を得たうえで、裁決を行おうとしている。その意見は審査請求人が3級に該当するとの判断を示しているところ、当該意見中の審査内容欄の記載に何ら不合理な点はないというべきである。したがって、審査庁の判断も適正かつ合理的なものであると認められる。

なお、本件診断書の⑥欄の「3 日常生活能力の程度」をみると、「(4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする」とされており、これは留意事項3(6)の表によると、考えられる能力障害（活動制限）の程度は、概ね1級程度に該当する。

しかしながら、本件診断書⑥欄の2をみると、判定基準の表の「能力障害（活動制限）の状態」欄の1級に該当するものが全くなく、同表1級の項同欄の「上記1～8のうちいくつかに該当するもの」という要件を満たさないことから、審査請求人の能力障害（活動制限）の状態について、概ね1級程度に該当するということとはできないものと解される。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対し

ては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められることから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 小山 雅千子